

## 施工箇所が点在する工事の積算方法の留意点について

このことについて、県の積算方法を下記のとおりとします。

### 1 対象工事

施工箇所が複数あり、それらが直径1km程度を超えて点在する工事を対象とする。  
(平成28年10月1日適用の運用から変更なし)

### 2 適用年月日

令和2年10月1日以降に起工起案する工事（長野県建設部所管）から適用する。  
(閲覧設計書の総括情報表の「実施設計単価表等の適用日」において、「02.10.01」と表示される工事から適用する。)

### 3 留意点

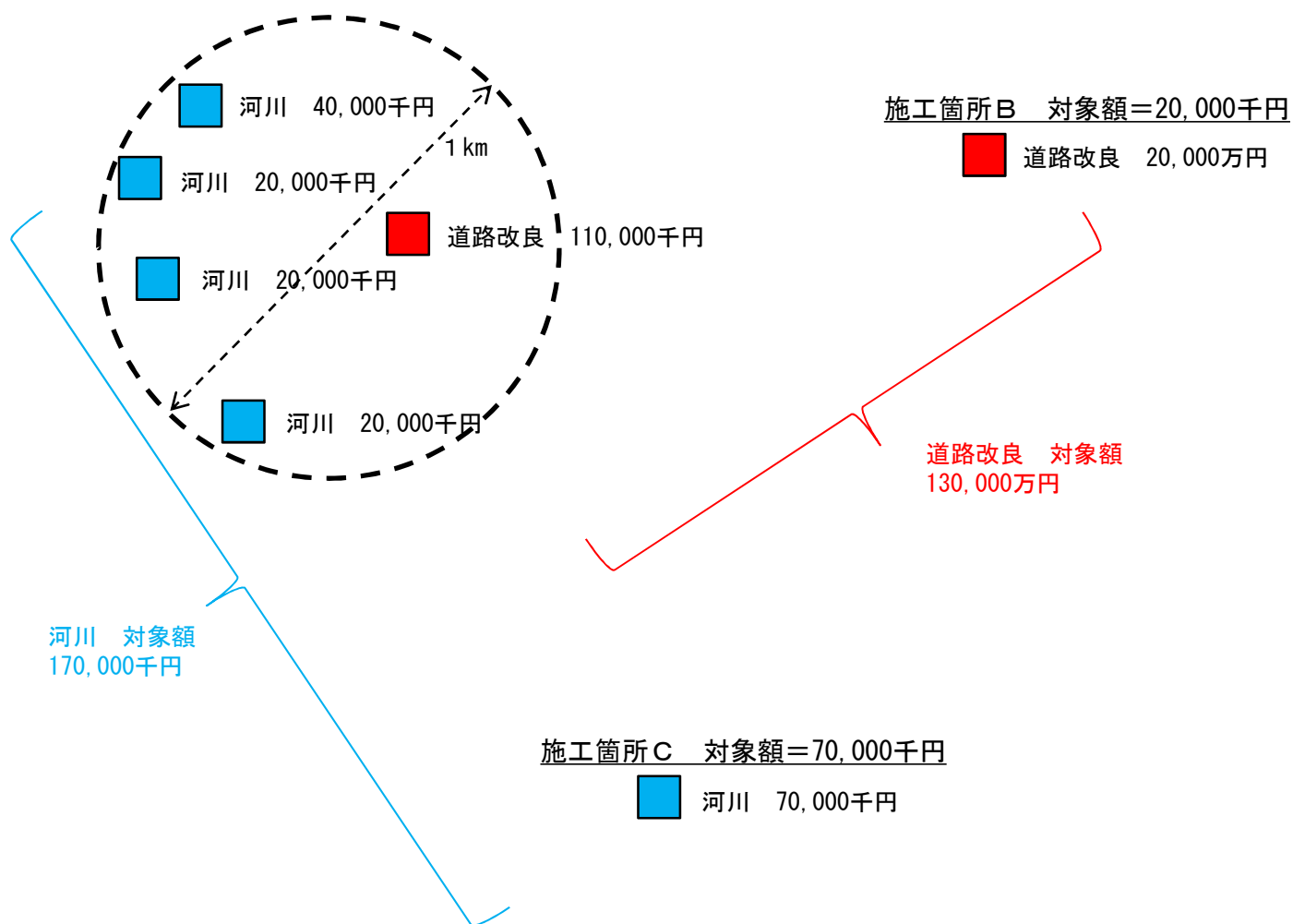
- (1) 施工規模の最も大きい箇所を「親設計書」とし、その他の施工箇所を「子設計書」と分類し作成する。(別紙1)
- (2) 主たる工種区分は、工事全体で判断する。(施工箇所毎に主たる工種区分を設定しない。)(別紙1)
- (3) 直接工事費の施工規模等の入力条件は、施工箇所毎の数量から選択する。
- (4) 労務費、材料費等単価の地区設定は、施工箇所毎に設定する。
- (5) 共通仮設費、現場環境改善費及び現場管理費については、施工箇所毎に算出した合計額とする(平成28年10月1日適用の運用から変更なし)。なお、現場環境改善費率を算出するための対象額は、各施工箇所の合計額とし、その率を乗ずる対象額は、施工箇所毎の額とする。また、現場環境改善費率の補正(市街地、それ以外)は、施工箇所毎に行うものとする。
- (6) 共通仮設費率及び現場環境改善費率、現場管理費率の補正については、施工箇所毎に設定する(別紙2)。積上げ項目のうち、施工箇所毎に分割できない場合は、直接工事費の最も大きい施工箇所に計上する。
- (7) 一般管理費等については、施工箇所毎に分けない積算(令和2年1月1日から適用されている運用)と同様とする(※)。一般管理費等算出時の、共通仮設費率及び現場管理費率にかかる、施工地域を考慮した補正は、親設計書で設定した係数によるものとする。一般管理費等算出時の、現場環境改善費率の補正(市街地、それ以外)は、親設計書で設定した補正によるものとする(別紙2)。
- (8) 技術管理費としての業務委託料のうち、施工箇所毎に分割できないものは、親設計書に計上する。

※ 一般管理費等算出時において、処分費等の取扱い(令和2年度版 国土交通省 土木工事標準積算基準書(共通編)(岩手県、宮城県、福島県を除く) 第I編総則 第2章工事費の積算 ②間接工事費 2.共通仮設費(2)算定方法(注)(ト)の表)は施工箇所毎に判断する。

施工箇所が点在する工事における  
親設計書・主たる工種区分の設定例

施工箇所 A 対象額=210,000千円

施工箇所 B 対象額=20,000千円



- 親設計書 ⇒ 施工箇所 A  
【判断根拠】 施工箇所毎の施工規模を対象額で判断する。  
施工箇所 A の対象額の合計が210,000千円と最も大きい。
- 主たる  
工種区分 ⇒ 河川  
【判断根拠】 工事全体で最も対象額が大きくなる工種区分を選ぶ。  
河川工事の対象額の合計が170,000千円と最も大きい。

※対象額=直接工事費+(支給品費+無償貸付機械等評価額)+事業損失防止施設費+準備費に含まれる処分費  
※対象額で判断しがたい場合は直接工事費で判断してよい

(注) 現場環境改善費の対象額については、令和2年度版 国土交通省 土木工事標準積算基準書(共通編)(岩手県、宮城県、福島県を除く) 第I編総則 第9章土木請負工事における現場環境改善費の積算 ①土木工事請負工事における現場環境改善費の記載されているとおりです。

共通仮設費率及・現場環境改善費率・現場管理費率・一般管理費等  
を算出する上での条件設定について

	条件設定の考え方		一般管理費等を 算定する上での注意点
前払率	工事全体で判断	親子同一の条件	
工種	工事全体で判断	親子同一の条件	
現場環境改善費	施工箇所毎に判断	親子別々の条件の場合有	親で設定した補正条件で算定
緊急工事区分	工事全体で判断	親子同一の条件	
冬期補正	工事全体で判断	親子同一の条件	
真夏日率	工事全体で判断	親子同一の条件	
施工地域区分 (共通仮設)	施工箇所毎に判断	親子別々の条件の場合有	親で設定した補正条件で算定
施工地域等区分 (現場管理)	施工箇所毎に判断	親子別々の条件の場合有	親で設定した補正条件で算定
契約保証方法	工事全体で判断	親子同一の条件	
週休2日補正	工事全体で判断	親子同一の条件	
ICT 3次元出来形管理等	施工箇所毎に判断	親子別々の条件の場合有	親で設定した補正条件で算定